

平成23年第3回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成23年9月8日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	坂本隆雄君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	鈴木弘一君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	鬼沢俊一君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成23年9月8日(木曜日)

午後1時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午後1時00分開議

議長(五十嵐辰雄君) ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

7番通告者、3番船川京子さん。

〔3番船川京子君登壇〕

3番(船川京子君) 7番通告、3番船川京子です。

昨日いただきましたお答えと重なる質問内容ではありますが、通告に従いまして最初の質問であります安心・安全なまちづくりにおける情報管理についてお伺いいたします。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から半年が過ぎようとする今でも、時折体感する揺れに緊張感があるのは、私だけではないと思います。被災地の皆様の一日も早い復興を心から願うばかりでございます。

被災地でもあるこの利根町においても、災害緊急時の防災無線による町民への情報伝達に地域格差が生じている現状について、6月の議会でお伺いいたしましたところ、その質

問に対する町長の答弁で、町では対策として放送内容の語間をあけてゆっくり話し、遠方にある屋外スピーカーとの声が重なり聞き取りにくくなるのを防ぐため、放送区間を時間差で切りかえて放送するなど、対応策を講じているところでございますとのお答えをいただきました。

その後、町民の皆様からは、前よりは少し聞こえるようになったとの声も聞かれ、担当課の皆様のご尽力に感謝するとともに、まだまだ聞き取りにくい地域があるのも現実であります。それを少しでも解消するために、町からの情報提供サービスを希望者に対して携帯電話などにメール発信をしてほしいとの多くの町民の声が聞かれます。

メールであれば、防災無線が聞き取りにくくても携帯電話に情報が残り、個人のタイミングで見ることができます。今、最も町民の関心が高い放射能数値におきましても、公共施設、学校、幼稚園、保育園、公園などで毎週測定を行い、町でホームページ、回覧板等で伝達されております。

また、生徒、児童、幼児の保護者の方々には、それぞれの学校、幼稚園、保育園で測定した放射能数値を書面にて配布されております。しかしながら、インターネットもせず書面等で確認される方には、リアルタイムな幅広い情報はなかなか届きにくい現状であると考えます。

近ごろ、携帯電話は幅広い年代の方が所有し、メールの送信が少し苦手な方であっても、受信したメールを見ることは容易であると思えます。

さらに、メールによる町からの情報発信は、より多くの町民に安心・安全を与える効果的な方法であり、また、災害や防犯、防災だけにとどまらず、町からのさまざまな分野の情報を発信するにも利便性の高い手段であると考えます。

このように町民へ迅速、かつ幅広い情報提供を可能にする携帯電話などへのメールによる情報発信サービスを今後導入するお考えはあるのか、お伺いいたします。

以上、通告いたしました。昨日の町長の答弁をお聞きし、携帯電話やパソコンへのメールによる町からの情報提供サービスを導入するお考えをお持ちいただいていると認識いたしました。情報メール配信サービスが導入される方向で検討していただいていることは、大変喜ばしいことと考えます。

そこでお尋ねいたします。現在、組み立てていただいているプランの具体的な検討内容をお尋ねいたします。

また、本格導入の予定はいつごろにされるお考えか、お伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 船川京子さんの質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、7番通告、3番船川議員のご質問にお答えをいたします。昨日とダブるところがあるかと存じますが、ご容赦のほどお願いいたします。

船川議員おっしゃるとおり、相当幅広い年代の方々が携帯電話またパソコン等をお持ちのことと思います。

昨日、花嶋議員のご質問にお答えいたしました。不審者情報や災害情報、緊急時のお知らせなどの配信情報を、携帯電話やインターネットに接続されたパソコンへメール配信するサービスの導入を現在、検討しているところでございます。

利用者はメールアドレス等必要事項を登録していただく必要があり、また、メール受信に要する通信費などは利用者の負担となりますが、この情報メール一斉配信サービスを導入することで、利用者は少しでも早く、しかも必要な、そして気になる新しい情報を得ることが可能となります。

また、船川議員もご理解いただいていることと思いますが、携帯電話やパソコンをお持ちでない方もおられるのも事実でございます。各区長、班長を通じ、各戸配布物や回覧など、書面による情報伝達も並行して実施していきたいと考えております。

具体的な例といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、緊急時のお知らせ、そして小中学校の教育機関の連絡網、それと消防団の連絡網、イベントのお知らせ、会員向けの情報配信、それと選挙等の開票速報などを考えております。

実施時期につきましては、今ここでいついつということを確認した日には言えませんが、できれば来年の4月1日からサービスを提供したいと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今、来年の4月1日から実施をと考えていらっしゃるというお答えをいただきました。

町長（遠山 務君） 予定。

3番（船川京子君） 済みません。では確認をさせてください。

今の町長の答弁、来年の4月とおっしゃったのか、7月とおっしゃったのか、確認をさせてください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 4ですね。ただ、若干おくれる可能性はありますが、それでも4月にできなければ5月というように、なるべく早くサービスを提供したい、このように思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ありがとうございます。

今、来年の4月からというお話があったのですけれども、早くても来年の4月まで時間がかかるということだと思います。それは、今町長がお話された全体的に行うメール配信を、この防災また緊急時の内容のみにとどまらず、全体的な内容で行うということであるので来年の4月が最短距離ということなのではないでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） それではお答えをいたします。

今、町長が来年の4月1日から実施したいというふうに申し上げたかと思えますけれども、今現在予算化をしておりません。新たな導入費用がかかりますので、平成24年度の予算が3月議会で成立しましたら、4月1日までできる限りに向けた事業取り組みをしていきたいということですので、もしかしますと、今、町長が申し上げましたように、ちょっと若干おくれるという可能性が出てまいります。

先ほど町長が申し上げました小中学校等の教育機関連絡網あるいは消防団等の連絡網、イベント等のお知らせ等取り組んでいきたいと申し上げたかと思えますけれども、そのほかの事業につきましても、今、防災無線等で火災情報等は稲敷広域ということで利根消防署の方から発信していただいている部分もございます。その部分については、また消防署との連携も必要になってきますので、とりあえず今町長が申し上げました5点ですね、PTA関係と消防関係、イベント関係、それを最初に取り組んでいって、それがスムーズにいきまして、次の段階に火災情報ですと消防ですけども、取り組んでいけるといって、それがスムーズにいけば、新たな事業をこの中に、事業というか、新たな項目を追加してできるだけ広範囲な情報をお伝えできればと思えます。

ただ、これはどうしても打ち込みですね、情報を伝達する作業が必要になりますので、職員配置の関係もありますし、一気にすべてやってほしいといってもなかなか難しいところもありますので、できるものから手がけていきまして、それから順に拡大していきたいと、このように考えております。

ですから、4月に向けて努力しますけれども、5月に入る可能性もあるかと思えます。ご了承いただきたいと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今、できるところからというお答えをいただきましたけれども、このメール配信の質問をさせていただくに当たり、一番最初の発想の起点は3月11日の未曾有の大震災のときに、防災無線がその後、聞こえなくていろいろ住民の皆様が、町からの情報サービスが住民の皆様確実に届きにくかったという現実がスタートになっております。

その後、大分落ち着き、本当に行政の皆様のご尽力もあり大分落ち着いてまいりました。そんな折、先日本当に不慮の事故というか、水道から赤水が少し出たという事故がありました。あのときも、たしか時間が夜だったと思えます。私はその日は出かけておりまして、防災無線も全く聞こえず家に帰りました。主人がお風呂から出てきて水が赤いと、防災無線で水が濁っているということと、飲料には適さないんじゃないかということがかろうじて確認できたということで、翌日のしたくである、私も主婦ですので、お米をとぐのを控えたという、そんなことがありました。こんな庶民の生活現場に大きく影響する内容が、この防災無線ではないかと考えます。

今、総務課長の方から、できるところから始めて、少しずつ広げていきたい、そうお答えをいただきました。全くそのとおりだと思います。一番お願いしたいのは、緊急時の防災無線もそうですが、この間のような水のこと、また、町民の皆様が一番関心が高かったお米が安全だということも、何人もの方から、防災無線でお米が安全だと聞きほっとした、よかった、これで安心して食べられる、そんな声を聞きました。

そういった現場の声を踏まえて、確かに予算のことがあるかとは思いますが、できれば防災無線で放送していただく一番町民の皆様にとって生活に影響する大切な情報である、また、行政の皆様がお伝えすべき情報と判断していただいた内容を何とか少しでも早く、このメール配信という方法を導入し実現の方向を示していただくことはできないでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 一番初めに町長が申し上げましたとおり、実施したいということで、町の方は進めたいということで前向きに検討しておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ありがとうございます。

前向きに検討していただけることには感謝の思いです。

そこで、もう一つお聞きしたいと思います。先ほど予算のお話がありましたけれども、このメール配信を導入するに当たり、具体的に幾らぐらいかかるものなのか、おわかりになりますでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 今現在見積もり段階ですけれども、初年度の導入経費といたしまして37万円、その後、年間の維持経費ということで18万円ほど毎年かかっていくという事業者の見積もりをいただいております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ありがとうございます。

この37万円と18万円というのは、メールというのは、こちらから登録をして、欲しい情報をもらうのにカテゴリーとかジャンルとか、それぞれ登録する内容が変わってくるかとは思いますが、この37万円の経費で実現可能な部分というのは、どのくらいの内容なのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 私も詳細については伺っていないのですが、先ほど町長が冒頭に申し上げました5点の、選挙、あと会員向けの情報配信、イベント等のお知らせですね、すべてこの金額で対応できるということですが、先ほど町長が申し上げましたように、料金、詳しい内容は私承知していませんが、パケット料というのは個

人の方がかかるということで、それ以外は無料ということで伺っております。ですので、基本的にこれ以上の金額になるということは考えておりませんで、無料という形かと思えます。

よろしいでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今、お答えいただいたのは町民の皆様の負担額のことですね。そうですね。

私が質問させていただいたのは、この37万円と18万円の経費で、今、町の方で計画をしていただいている内容がすべて網羅されるのでしょうかとお尋ねしています。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） はい、すべて網羅できます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） そこでもう一つお尋ねいたします。

先ほども申し上げましたが、一番町民の皆様にいち早くこのメールを導入していただきたい理由は、緊急時のもちろん情報伝達もそうですが、安心・安全のために防災無線で行政が流すべきだと判断していただいた内容の部分を、いち早く町民の皆様にお伝えするために、その部分を何とかもう少し早く開設していただくという方向でご検討いただいた場合、この37万円よりも少し安い金額でスタートすることはできるのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） そこまで詳細に質問されても、ちょっと私が答弁漏れてしまうような部分があるかと思えますけれども、今私どもで考えていますのは、今、ホームページを立ち上げています。ホームページに緊急情報を打ち込めますけれども、新たにこのメール配信をする場合に、新たな打ち込み作業が入る、それ連動でできれば1回で済みますので、災害情報等一括して出せますけれども、今現在は町内だけですけれども、職員に知らせるために庁内LANということでパソコン、職員だけですけれども、防災無線放送しますよと、こういう内容ですよ打ち込んでから防災無線に流しているのですね。ですから、どこで電話を職員が受けても、今何を放送したものだということに即答できるような体制でありますけれども、今のホームページLAN等とこの導入のメール配信ですね、連結できれば1回でそちら情報の打ち込みが済みますので、即座に緊急情報はメール配信できるものと思えますけれども、それが連動できるかできないかちょっと私確認してないので、後でお知らせできればと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ありがとうございます。

今、いろいろご質問させていただき、最終的に町民の皆様にこのメール配信を導入し、いち早く安心・安全なまちづくりのための情報を提供してくださるということがよく理解

できましたので、一日も早い実現を心から望ませていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。安心・安全のまちづくりにおける65歳以上のひとり暮らしの高齢者、障害者などの迅速な救命活動に効果のある救急医療情報キットの導入についてお伺いいたします。

同キットは、急病や災害時に自宅に駆けつけた救急隊員が、迅速かつ適切な救命活動を行うために必要な情報を伝達するためのものです。500ミリリットルのペットボトルに類似した形状で、直径約5センチ、高さ約20センチの円筒状の容器に、氏名や家族の連絡先、かかりつけの病院・医師、持病投薬情報などを記載した用紙を収納し、冷蔵庫等の指定された場所に保管しておくものです。

自宅に駆けつけた救急隊員に情報キットの存在を知らせるために、玄関のドアの内側に専用のステッカーを張り、冷蔵庫前にはキットの保管場所を示すシールを張ります。

救急隊員の方に直接現場の声を聞いたところ、家屋の中で最も確認しやすい場所が台所であり、通常冷蔵庫は台所にあるので、時間をロスすることなくキットを見つけ情報を収集することができ、救命活動に大変に役立つとっておりました。

現在、同キットの普及率は全国的な広がりを見せ、導入する自治体がふえており、茨城県では高萩市、守谷市、河内町が既に実施されております。稲敷地方広域市町村圏事務組合の構成市町村の中でも既に実施されている河内町に続き、龍ヶ崎市、美浦村が導入を決めております。牛久市、稲敷市でも導入の方向で検討が始まりました。

緊急時における救急隊員の迅速かつ適切な初期対応の実施のための情報提供と、ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせる町にするため、ぜひ導入を求めるものでございますが、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、救急医療情報キットの導入についてのご質問にお答えをいたします。

利根町も平成23年8月1日現在でございますが、65歳以上の人口が5,036人、高齢化率で言いますと28.4%と、ますます高齢化が進む中、高齢者の方々が住みなれた地域で生活を継続でき、また自立して生き生きとした生活を送るためには、高齢者の安心・安全の確保は重要な課題であると、そのように認識をしております。

船川議員もご存じのとおり、救急医療情報キットは東京都港区をスタートに、茨城県下でも導入している自治体もございます。このキットは、既往歴、かかりつけ医や服用薬などの医療情報を入れた専用の容器を自宅に保管しておくもので、救急時に患者本人から医療情報の聞き取りができない場合には、キットにある医療情報が活用できることから、救急活動時に大きな手助けになるとされております。

このキットは、万が一の救急時に適切で迅速な処置が行えるだけでなく、緊急連絡先の把握により、緊急情報シートにない情報の収集や親族などのいち早い協力が得られるこ

となどが期待され、ひとり暮らしの高齢者等の安心で安全な生活を送る上で大変有効なものであると考えております。

キットを有効活用するためには、医療情報が常に新しい情報であることが必要でもございます。また、対象者の範囲の検討や活用方法の周知などに加えて、自治会や民生委員等地域の協力を得ることが必要になるかとも考えております。

今後は、こうした内容を含めまして各関係機関との協議を行い、救急医療情報キットの導入を検討してまいりたいと考えております。

1個当たりの金額は、パンフレットを取り寄せて調べたところ、形状も船川議員おっしゃるようにコンパクトなものでありますし、玄関のドアのところに置いてあったり、冷蔵庫に置いてあったり、そのパンフレットには載っておりましたが、それこそ1個何百円というような、そんな莫大な予算もかからないと思いますので、先ほども申し上げましたとおり、導入を検討していきたい、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ありがとうございます。

次の質問の中で、対象者を広げていただきたいということや、民生委員の皆様初めたくさんの方にご協力をいただき、また、今、町長がおっしゃいましたように、情報の内容を定期的に更新をしていかなければ意味がなくなる部分もありますので、そういったところを次の質問でさせていただこうと思っておりましたが、全部今町長にお答えいただきましたので、あとは一日も早くこの情報キットが導入され、必要な役に立てるご家庭の冷蔵庫に保管されることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（五十嵐辰雄君） 船川京子さんの質問が終わりました。

8番通告者、5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） こんにちは、通告順に従って質問いたします。5番守谷貞明です。私は、大きな項目として、1番目は利根町の行政改革大綱、皆さん聞きなれない、耳覚えのないことかと思いますが、こういうものなのですね。（資料を示しながら）これが昨年の3月に町から、企画財政課から発表された町の、これからお話ししますが、財政健全化のための基本的な方針、道筋を示した大綱、これ道筋ですね。これを具体的に、これ計画案、これに基づいて、これの計画案で具体的に実施しようと、これ行動計画ですね。そういうものなのです。この2点についての問題についてと、それから、2番目は職員の採用について質問させていただきたいと思っております。

それでは、まず、1番目、利根町行政改革大綱と行政改革行動計画について質問いたします。

まず、この二つのことについてお聞きする前に、現在の利根町の財政状況について、もう皆さんご存じだと思いますが、簡単にお話しします。

遠山町長が再選され、井原町長からバトンを引き継いだ平成21年9月から2年間はとうとうとありますが、利根町の財政状況がよくなったのかと言いますと、残念ながら答えはノーです。平成22年度の歳入不足額は7億7,700万円、約ですが、下何けたは割愛してあります。同じく平成23年度、ことしの歳入不足額は8億4,600万円、いずれも8億円前後ですね。ことしは8億円を超えています。の不足額がふえているんですね。そして、ことしは不幸にも予期せぬ東日本大震災が発生し、その復興と災害見舞金の緊急支出があり、歳出が通常よりも膨らみ、その分、不足額もふえました。

しかし、赤字体質は一向に改善されず、基金を取り崩し、足りない分は赤字町債、地方債を発行してやり繰りしています。その結果、平成23年度末、今年度末ですね、この年度の4月の、来年4月になりますか、3月いっぱい、残高見込みは39億1,500万円になると町当局は予測しています。

一方、最大の懸案である税収については、少子高齢化、先ほど町長が言っていましたね。少子高齢化、高齢化率がどんどんふえていると。さらには地価公示価格の下落、そして人口流出等により固定資産税の減収等により引き続き税収が減少している、非常に厳しい状態が続きます。

実際に予算案で町の税収をこの3年間見て見ますと、平成21年度は15億9,285万円ありました。約16億円近い税収があったんですね。それが平成22年度は15億3,780万円。6,000万円弱減っているんですね。それから、ことし、平成23年度は15億円を切ってしまいましたね。14億7,430万円となっています。これは全部予算案ですか、ことしについてはまだ確定していません。9月の定例会で決算が出ましたが、それはまだこれを書いた時点では来ていないので、予算案でこれはつくっています。この3年間、幾ら減ってきたのか。トータルすると3年間で税収の目減りは1億1,825万円の税収減となっています。非常に大きいですよ。

ちょっと今触れましたけれども、今定例会、9月の5日に行われた平成22年度利根町歳入歳出決算書、執行部の説明によりますと、22年度の確定した税収は前年度に比べ9,340万円の減収となったと報告されました。1年で約1億円近い減収なのですね。9,340万円、途方もない金額が減ってしまったんですね。こうした厳しい財政状況を踏まえて、効率的な行政運営と財政健全化を図るために利根町行政改革大綱、先ほど申したこの指針ですね。それから、この指針方針を実行するための行動計画案が平成22年3月に発表されました。

大綱は、「資金・予算」それから「創意・工夫」の二つのテーマに分けられています。資金・予算では、収入の確保を目的とし、学校跡地の利活用や企業誘致の促進、受益者負担の適正化など、また、創意・工夫では、歳出削減の観点から、組織・機構の見直し、定員管理と給与の適正化などについて述べています。私は定員管理と給与の適正化についてお聞きしたいと思っています。

大綱と行動計画の原文を参考に私の第1回目の質問書の方には書いてありますが、図式

で出ているので非常に説明するのが難しいのです。それ、多分皆さん読んでわかりづらい。私の文章もまとまりが欠けていたので、おわかりにくいと思いますので、この質問の内容を変えずにちょっとわかりやすく質問原稿を変えまして、これから私の質問する原稿を今この場合で読むことで参考にさせていただきたい。書いてあるものは後ほど読んでください。

この大綱では、定員管理と給与の適正化のために講ずるべき措置として、1、行政需要や年齢構成に配慮し、長期的な見通しを立てて定員管理に努める。原理原則を二つ書いています。そのうちの1が今言ったことですね。二つ目が、給与や諸手当の適正化に努める。これは言ってみれば当たり前のことなんですけれども、この二つが書いてあります。

そして、この大綱を実施していく、実行していくのがこの行動計画書なのです。この計画書を作成するに当たっては、大綱の中にこう記しています。「取り組むべき施策の内容と計画年度、また、可能な限り数値目標を設定すべきだ」、要するに具体的にきちっと書けというふうに書いてあるんです。わかりやすく具体的に書きなさいよと、ここに、大綱にうたっているのですね。

ところが、この計画書、僕は何度も読んでいます。しかし、ほとんど理解できない。僕、普通の頭だと思っているんだけど、なかなかこの文章を読んでも理解できないので、だれが理解できるのだろうと非常に不思議に思う文章です。

この行動計画書では年度ごとに人件費の削減目標が記入されているだけで、その根拠となる、なぜその金額となったのかという根拠となるデータ、内容は全くないのです。例えば、平成22年度、去年の人件費の削減目標、20万2,000円ですよ、1年間で。財政再建を目標に掲げて、去年22年度はたった20万2,000円です。何でこんな低い数字なのだろう。まず、ここがまず第1に引っかかるのです。税収不足7億円、8億円ですよ。20万2,000円削減して一体何のためになるのだろう。そして、この根拠は何なの。20万2,000円削減するときの職員の定数が何人いて、年齢構成はどうなっているの、それでこの20万2,000円というのが導き出されるわけでしょう。何も書いていない。非常に摩訶不思議な数字ですね。これは一般家庭の月々の金額程度が利根町の年間の削減目標額なんて、ちょっと低過ぎやしませんか。

そしてことし、平成23年度は1,013万4,000円、これについても数字だけなんです。ことしの定員何人、年齢構成何人だからこの金額になるんだと、何も書いていない。来年度、平成24年度は5,052万1,000円と書いてある。ここにも何も根拠はないのです。ですから年度ごとに、繰り返して言いますが、定員定数と年齢構成には全く触れていないのです。つまり、大綱が求めている具体的な内容と定員数、年齢構成など、そんな数値が全くないのですよ。

なぜこうなるのか、繰り返しますが、今年度5,052万1,000円と記されているが、ことしのこの削減目標は一体どのような数値、データ、基本データがあってこういうふうになるのか、その裏づけの数字は全くないです。こういうもの、世の中の一般的な通念としては

このような計画を作成する場合、目標額を決定し、それを達成するための根拠となる具体的なデータが不可欠なのです。世の中の一般的な通念では、ですから、具体的なデータと説得する材料が全くないこの計画書は、世間では計画とは呼ばないです。

そこでお伺いします。平成23年度と平成24年度の削減目標の根拠及びデータ、つまり職員定数と年齢構成を、この計画書の作成者である企画財政課長にお伺いします。

なぜ23年、24年度の削減目標額が導き出されたのか、そのときの定員、職員定数と年齢構成について詳しくご説明ください。

以上で1回目を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 守谷貞明君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

5番（守谷貞明君） 企画財政課長。これも町長がつくったと言えるのですか。

議長（五十嵐辰雄君） それでは取り消しまして、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは守谷議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど守谷議員からも利根町行政改革大綱、それから、利根町行政改革行動計画の作成年度等につきましてはご質問の中にございましたので省略させていただきますが、この行政改革行動計画の成果、結果につきましては、平成22年度の決算の認定をいただきましてから単年度の目標額の成果を公表する予定になっております。

それでは、ご質問にございます行政改革行動計画の人件費の目標効果額であります、先ほどご質問の中にもありましたとおり、平成22年度で20万2,000円、23年度で1,013万4,000円、24年度で5,052万1,000円を見込んでございます。

ご質問の平成23年度と24年度の削減目標の根拠でございますが、平成23年度は前年度末、平成22年度末の退職者数、それから、勸奨退職、再任用の退職を合わせまして4人と見ております。当年度の採用者は、新規採用、再任用を合わせまして5人と見込みまして、人件費の総額12億2,012万5,000円を推計してございます。これを基本の年度でございます平成22年度の人件費の決算額12億3,025万9,000円と比較しまして1,013万4,000円の減と推計したものでございます。

また、平成24年度は、前年度末での退職者数を同様に見込みまして8名、当該年度の採用者を6人と見込みまして、人件費の総額を11億7,973万8,000円と推計いたしました。これを基本年になります平成22年度の人件費の決算額と比較しますと5,052万1,000円の減額として算出したものでございます。この数字を行政改革行動計画に掲載したということでございます。

また、利根町の職員の定数条例における職員定数でございますが、現在は210名でございます。これに対し、平成23年度が162名、平成24年度が160名を予定したものでございます。

また、職員の年齢構成でございますが、平成23年4月1日現在でございますが、20代が13人、全体の割合が8.1%、30代が25人、全体の割合が15.5%、40代が57人で割合として35.4%、50代が64人で割合は39.8%、60代が2名で1.2%となっております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今の秋山課長の答えて聞き取れないことがあったので確認します。現在の職員数は162名なのですか。前の質問の補足で、答えてください。答えなかったら後で聞くからいいけれども、よろしいですか。

8番（井原正光君） 人が質問しているのに答えないんだよ、あんたが座って、もう1回やり直して。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 平成23年4月1日現在で162名でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 私の質問に答えて、やっとその理由がわかりましたよね。退職者が何名、勸奨退職者を含めて平成23年度は4名、新規採用が5人。平成24年度は退職者が8名で新規が6人。なぜここに入れないのですか。入れたら一発でわかるじゃないですか。だれでもわかる数字ですよ。どうしてそういう基礎データを入れないのかお答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） この計画書でございますけれども、先ほども守谷議員のご質問の中にもございましたが、数値目標を設定するということでございまして、トータルの数値目標を設定して、その目標に向かって計画を進めるということでございまして、削減額の総額を計画の中には掲載したものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） はい、わかりました。

こういうような人件費の減り方を社会的には、一般的な物の言い方で何と言うか知っていますか。これ退職者、勸奨退職者、そういう方々が減って人件費が減るので純減と言うのです。要するに自然減なのです。一生懸命汗かいて人件費を減らした削減ではないのです。これは自然に減ってくるのです。

高い給料の高齢者が減った分、その分若い人を入れる、当然その差額が出るから人件費が減る。これほうっておいても減るのです。だから、この計画書で言うような努力して一生懸命減らしたのではないという、まず性格の違いが一つありますね。

それから、次の質問ですね。この3年間、多分これすべて純減ですね。によると、3年間のすべて足し算しますね。平成22年から24年まで全部足して幾らになると思いますか。3年間で6,000万円余しか人件費減らないのですね。

平成22年5月広報とね、多分皆さんお読みだと思うのですが、平成22年、去年ですね、

去年の5月号の広報とねの記事に、一般会計の特徴と題された記事があります。そのまま原文のとおり読みます。歳出の項目の記事です。いいですか。利根町の歳出で大きな役割を占めるのは人件費、次に扶助費で人件費が全体の26.8%、13億2,328万円、と記事は書いています。そのとおりです。

毎年8億円前後税収不足、しかしその中で26.8%人件費が占めている。行動計画では、3年間で6,000万円余しか削減しないと。これ財政健全化に焼け石に水ですね。小さな一歩であるかもしれませんが、効果的な一歩ではないのですよ。私は効果的な一歩、少なくとも財政健全化に資しようという行動計画であれば、この倍ぐらい、1億二、三千万円の削減があってしかるべきではないのかと思っていますが、企画財政課長もしくは町長、どちらでもいいです。この3年間で6,000万円余しか削減目標となっていない。余りにも少な過ぎると思っている。この辺どうですか、財政健全に寄与すると考えていますか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） では、お答えいたします。

年齢別で見てもわかるように、40代の職員、特に後半の人が35.4%、50代の職員に限っては39.8%、40%近くいるということで、これは住宅造成して急激に人口がふえたときに採用した職員がほとんどであると。その後、このままいくと人件費ウエートがふえるということで、私が現職のときに、私のときは人件費をもっと減らそうということで1人も採用しておりません。退職者はおりましたけれども、1人も採用はしていない。

それで、今こういう状況で、そうすると平成31年だと思うのですけれども、その31年には11名も一遍にやめられるということで、極端に今、一時は200人先いた職員ですから、それが今162名ということで極端に減らすことは将来的にできませんので、大体10年くらいをめどに、今、予定を立てて採用、またやめる、それを。

5番（守谷貞明君） 人事構成の話をしているんですけども、僕が聞いているのは人件費の話の話を聞いているんです。人事構成の話なんて。

町長（遠山 務君） それがいずれ人件費にかかってくるわけですから、そういう状況でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今の町長の答弁は、人事構成、人事の問題、人件費の問題じゃないですね。その話をされている。高齢者が比較的多いから、あと10年後にはドラスチックに変わるだろうという話ですよ。

10年後の利根町の財政どうなっているのか、僕はそれも心配だ。要するに時間との追っかけっこなんです。スピード競争なんですね。人件費が減るかふえるかではなくて、財政がもつかもたないかは人件費をどうするか、こういう問題なのです。

だから、財政が今のままでストップしているならいいですよ。10年後、ドラスチックにぼんと今言ったように、ここでは50代、64人もいます。待てるかもしれない。ただ時間が

あるかないか、こういう勝負になってきているのですね。だから論点を今、町長が言っているのは論点をすりかえ、10年ぐらい大丈夫だと、ではその10年間もつのですかという話を僕はしたいのですね。

そこで、今お伺いすると162名とおっしゃいましたね。職員、これ見てください。平成23年度利根町一般会計予算、これの158ページ、ここに僕が理解できないことが書いてある。本年度、職員数、一般職143名、合計の人件費が11億8,347万3,000円。一般の職員数ですよ。それから、本年度、議員、私たち議員ですね、それから、特別職、この人たちの全部合わせて、町長、特別職を入れて1億3,125万6,000円、合計すると、私が合計しましたら職員143名と特別職を合わせると13億1,469万3,000円なんです。ところが、162人いました。19人分がこれにはカウントされていないのです。では、その人たちは一体どういう方々で、どんな働き方をされていて、その人たちの人件費は幾らなんですか。お答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時18分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 守谷議員の質問で職員数についてですけれども、平成23年度の予算書について不正があるというご指摘かと思えますけれども、一般会計の計上職員数ですけれども143人、そのほか国保、下水、水道特別会計19名、合わせて162名が予算書には掲載してありますが、先ほど企画財政課長が23年の4月1日現在162名と申し上げましたけれども、実質161名の職員となっております。161名です。これは、162名というのは計画段階での人数ということで、実質上は161名でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 了解しました。

特会のスタッフが19名だということで、実質的に161名ということになると。

そこで、今、特別会計の話が出ました。この計画書にも特別会計のことが関連してきています。平成24年4月、来年ですね、来年の4月になると特別会計の水道事業が県南水道企業団に加入して、水道事業の職員が、この役場本庁、役場に戻ってきますね。そうすると一般会計からその人たちの人件費が支払われることとなります。そこで、次の質問にお答えください。

何人戻ってこられるのでしょうか。その人たちの人件費は総額で、戻ってこられる方々の人件費は幾らになるのか、お答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） たしか今、水道課には8名の職員が在勤しております。まだ確定ではございませんけれども、予定ということで私伺っていますけれども、残務処理、統合後の引き継ぎ、現場処理もありますので、5名ほど県南水道企業団に派遣して、そのうち2名が1年間、3名が6カ月程度派遣したいということで、県南水道企業団との話し合いを進めているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） ただいま飯田総務課長の方から、水道事業の職員8名のうち、5名が残務処理で派遣されますよと、うち2名が1年間、うち3名が6カ月間、県南水道企業団の方に行かれる。ということは、残り3名は利根町の役場に戻られて一般会計に入りますね。あと6カ月すると3名戻ってくるから、3名が戻って6カ月後にまた3名となります。

そこでお伺いしたいのですが、この行動計画書にも書いてあります。水道課職員が戻ってくると、この人件費削減目標額5,052万1,000円は変動しますと。では、今、飯田総務課長がお答えになった水道課、来年1年間の動向で決まるわけですが、そうすると6人になるのですね。3名、6カ月後に3名ということで、6人が戻ってきた状態で5,052万1,000円と書かれている目標額は、修正額として幾らになりますか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 金額につきましては、派遣職員がだれを県南水道企業団に派遣するかまだ決定しておりません。それですので給料計算ができないという形になるかと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） ということは、派遣の3名を除けば、3名は決まっているわけでしょう。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 8名のうち、だれが5名、3名ということは、まだ決定しておりません。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） わかりました。

だれをどうするかが全く決まっていないという現状ですね。そうすると、今後、行動計画書というのは、それが決まらないと修正できない。削減目標額5,052万1,000円についてはわからない、どうなるか。というものが現在のお答えかと思えます。それはそれでいいでしょう。大した金額の変動はないと思えます。

そこで次の質問ですが、この計画書には、僕も理解に苦しむことが書いてある。ちょっと1回見てください。皆さん、お手元に幹部クラスの課長はみんな持っているでしょう、これ。この中に平成22年、23年、24年と枠で、枠の中に年度が書いてあるんだけど、

一番下に矢印がどんと抜けていて、毎年これだけずっと効果が維持されているんだという金額が書いてあるんです。1億5,714万円、これがその年の削減効果額と足し算が可能なように並んでいるので足し算しろよ、こんなに効果があったんだよと言わんばかりに書かれているのですが、この1億5,714万円というのは、平成18年から20年までの約3年間、平成20年の決算書を基準にした金額が効果額として書いてあるのですね。

だから、1億5,714万円という数字が3年間の累積効果削減額なのですよ。この期間の。それがずっと22年、23年、24年、それから、これは6年計画の前期3年分、後期3年分も多分同じようになっていると思う。そうすると、6年間ずっと引っ張っている。

いいですか。この考え方は間違っているんですよ。なぜか、この考え方を応用していくと、さっき町長が言っていましたけれども、20年前、10年前、200人いたころ、それから見ればこんなに減っているよと、幾らでも言えるのね。効果維持額、ずっと書けるのですよ。可能なのです、この考え方を応用すれば。200人のときから比べれば、今は162人でこんなに減ってしまったんだ、こんなに効果維持額が続いているんだぞと言えるのですよ。なぜこんなげたを履かせる二重の計算をするのか。これは一種のまやかしに近い。数字のマジックなんですね。

皆さんご存じだと思いますけれども、地方自治体の会計はアニュアルイヤー、わかりやすく単年度主義、単年度計算、年度で決算するんですね。そういう会計法上、単年度決算になっているのですよ。ですから、こういう累積効果を過去からずっと何年も引きずってくる、この考え方は単年度会計にはあわない、やってはいけないことなんです。混乱を引き起こします。

ですから、もしこういうことが言いたいならば、単年度会計とは別の項目で、私たち利根町の人件費、職員の推移、ヒストリーがこうですと、平成元年からずっとこう、職員の数も右肩下がりでこんなに減りました。給料も減りました。一方税収は、これもやっぱり右肩下がりで減った、何か上がったものがあるのかどうかわかりません。人口はどんどん減っています。高齢化とか、そういうグラフをきちんと掲げて、一目瞭然でわかるような別項目で仕立てるなら、僕は効果があると思っているのですよ。ただ、それをやると、町の衰退というものが非常に明確になってしまうからやりたがらない。気持ちはよくわかります。

ですから、この計画書には単年度主義で会計年度はやはりあるのだから、こういう累積効果をずっと引きずりっ放し、過去のを引っ張り出して、こんなに効果があったなんて置いてはいけないのです。これについて、町長の考え方をお聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 守谷議員おっしゃるのは、要するに累積をずっと引きずるなということで、単年度で決算もやるのであるから、そのような累積は単年度で処理するべきだということをおっしゃっているんだと思うのでありますが、今までそういうような推計の

仕方をしておりましたので、これがいいか悪いかということについては検討したいと思えますし、また、こうだからこうなんだという、実際にこうだからという書類はありますので、それを計画にのせるかどうか、それも含めて検討していきたいと思っております。わかりやすいようにですね。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今の町長のお答えでわかりましたけれども、僕が言っていることは、こういう過去の効果を使ってはいけないと言っていないのです。別建てのデータで書いてくださいよと、単年度の会計効果のところ、単年度主義でやっている、そこに一緒にごっちゃに入れてはだめよと、項目ですよ。過去これだけ努力した成果でこんなにあるよ、それは堂々と言えればいいんです。ただ、ここに入れてはわかりにくいですよ、書き方として。

それから、もう1点、今、いみじくも町長が言いましたけれども、なぜこの金額になるのかという根拠、だれもが見て納得できるような根拠を、企画財政課長、今後修正して入れる考えはおありかどうか。これ見てわからないのですよ、何でこの数字になるの、平成22年度なんて20万2,000円、なんでこんな数字なのよと。僕は我が目を疑ってしまいましたよ。これが財政健全化のための行動計画なの、年間20万2,000円、ちょっと待てよ、これうそだろうと、我が目を疑いましたけれども、こういうことが何でこうなのか、そこに納得できる理由、基礎データ、基本的な根拠となる内容を入れれば、そうかこれはこれしかないんだと理解できるかもわかりません。

ですから、ぜひ見直しをしていただきたい。これは、私は余りにもずさんで、ちょっと計画書と呼べる代物ではないと思うので、もう一度、修正するお考えがないかどうか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 議員ご指摘のとおり、表現がわかりづらい部分は修正していきたいと思いますが、計画としまして、実現性のある計画をつくるために数値化できるものについては、この計画書にも書いてありますとおり、数値化してございますし、数値目標であらわせないものにつきましては省略させていただいて、文言等で表現させていただいて計画を作成してございます。

ということで、できるだけ実現性のあるものということで作成してございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） とりあえずもっとわかりやすく修正するんだというお答えだと。中身については、僕は中身の方向性、どういうことを目指すのか、それはそれで間違っていないので、それは大綱の言うとおりだと、それは問題ないと思うので、もっとこのデータをきちっとして書いてくれればそれでいいのではないかと考えております。

この後、時間の都合でどうしようか考えているのですが、ちょっと指定管理者制度を短

く質問したいと思います。

指定管理者制度の導入について、行革大綱では積極的に導入しろと、このように書いています。公共施設の指定管理者制度の導入を十分検討し、積極的に推進を図る、このようにも書いています。

そこでお伺いします。霞が関の役所は滅多にいいことは余りやらないのですけれども、平成15年から17年にかけてすばらしくいいことをやって、日本じゅうの自治体から、こんなことできるようになったんだと褒められた。ジャーナリズムも随分褒めました。霞が関変わったね、それは何かと言いますと、指定管理者制度の導入を認めたのですよ。霞が関というのは、全部中央集権で全部許認可を自分が一手に握る。そういう権力構造が大好きのところですが、そこが珍しく指定管理者制度導入やっていいですよと、全国の市町村に言いました。

なぜか、地方の自治体市町村が財政難、人出不足で苦しんで大変だ、このままいたらみんな赤字で大変なことになる。そういう声が、悲鳴に近い声が霞が関にも聞こえました。そのところの自治省、今の総務省、大変だね、これ何とかならないかということで始まったのが、図書館、公民館への指定管理者制度、民間の知恵を使っていいですよ。何も行政コストの高い役場職員、市役所の職員が公民館や図書館で働かなければならないことはないよと。自由にしなさい。一定の目標、定めたルールさえ守れば結構ですよと。そういう大変ありがたい指定管理者制度を導入してよろしいと言いました。

僕は去年の9月、昨年12月と、この話を聞いています。全国でかなりの数の市町村が公民館、図書館に民間の知恵、頭脳を入れていました。この利根町でも入れました。伊藤さん、あなたが教育長になったときですね。遠山町長が前の町長、ややこしいのです。今、町長ですが、その前の町長のときですね。一たん井原さんが町長になられて、そしてまた遠山さん、その井原さんがなられる前の遠山さんが町長のときに、公民館に囑託で民間の方が館長をやられていました。たしか僕の考えでは3年ぐらいだったかなと思っていますが、そのとき伊藤さんも最後の方で教育長ではなかったのかなと思っていますけれども、そういうことをきちっとやっているのですよ。民間人が図書館の館長をやっているのです、利根町の、遠山町長のときに。

そこで、お伺いします。町長、その民間の方が図書館長であったときに、何か問題はありましたか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 別に問題はありません。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） ということで、民間の方が図書館長をやられても何の問題もない。きっちり運営できていたんだという実績があるんですよ。

ところが、教育長は、9月の答弁ではそんなことやっているところはどこもないよとか、

ほかの自治体で公民館に指定管理者制度を導入しているところはないよと、全然認識の間違った答えを平気でしてしまっていて、後で延々と長々と言いわけをしていましたけれども、自分が最後に間違っていたとお認めになりました。いいですか。

私がなぜ口酸っぱくして言っているか。あなたが利根町の危機に、財政危機に何も感じていないからなんです。そんなこと、のんきなこと言っているんです。利根町は今、財政危機なんですよ。大変なんですよ。お金ないんですよ。何も考えていないのですね、そういうこと。自分の守備範囲は全く別だと思っている。違うんですよ。図書館と公民館に合わせて8人の職員がいるんですよ。民間に比べて行政コストははるに高いんですよ。その認識が全く抜けているんです。

いいですか。国はわざわざ地方が財政負担が大変だろう、人出不足もある、だったら民間に任せて行政コストを安くし、サービスも向上させているいろいろなアイデアを民間から導入して、もっと質のいいサービスできるようになったら、そっちの方がいいじゃないかということで導入した。

この考え方をあなたはどう思うか、お答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 前回、指定管理者制度についてお答えいたしました。実はその後、指定管理者制度についていろいろ勉強しました。

実は先ほどの……（「短くしてください」と呼ぶ者あり）そうですか、はい、わかりました。

県の生涯学習センターに今年度NPO法人の方が入られて、それを行うということになりました。ただ、公民館等においては、やはり貸し出しだけの業務ならば、そのような指定管理者でも可能だとは思いますが、実際に今の業務をやっていっている中で指定管理者というのはなかなか困難ではないかなと、県の生涯学習センターのNPO法人の方も、私の先輩に当たる方ですが、その方も話しておりました。

結局、委託先が8人分の給与をやはり町から結局出さなければなりませんから、財政的には同じになってしまうのかなと、このようなことで感じております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） あなたが言っていることは全部言いわけで、もっといろいろな形、ベストミックス、いろいろなやり方がありますよ。公民館に1人職員を残す、あとそのほか全部変えてしまおうとか、全部変えるとか、何人か入れる、そういういろいろなやり方があるんですよ。それなのに、あなたは非常に単純なですね。今言ったのは、ある業者の話はこうだと、そうではないんですよ。一番いい方法を選べばいいだけなの。時間は、あなた3年も4年もかかっているのですから、その間、何していたのですか。やる気がないからほうっておいたのでしょうか。そして今になって、8人分と同じ経費が要するという民間企業、そんなの、たまたまそういう企業があるかもしれないけれども、もっといろいろあ

りますよ。

それが、僕があなただったらですよ、シルバー人材センター、リスタートのようなところに利根町にも優秀な人材がいますよ。その人たちを探しますよ。業務にたけている職員1人ずつ残しますよ。館長として。あと3人全部リスタートから頼む、適材適所でいい人いますよ。呼んでくれればいいだけだもの、やる気がないからそんなこと言っているのですよ。もうあなたにはこの質問はしません。やる気がない、利根町の財政なんて全く考えていない。そういう自分だけは全く違う環境で教育行政だけやっていりゃいいんだと。

きのうおとといだったか、若泉議員の質問に対しても、学童通学路、地権者の許可がもらえない。あれは県の工事事務所の仕事だと、そんな言いわけですと3年間たつた。要はやる気があるかないか、本気で取り組むかどうかなんです。それがやっていけば、学童の通学路もこの問題も、とっくの昔に解決している。あなたにやる気がないというだと思っと思っていますから結構です。この話は虚しくなるからやめましょう。質問しません。

次の質問に行きます。二つ目は、利根町の今、ホームページに出ています。ことしの職員募集の記事がホームページに出ました。9月18日に一次試験、一般教養と論文の試験が行われるということですが、現在、採用人数は若干名とありますが、何人ぐらいの応募がありましたでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 職員採用についてですけれども、願書を取りに来て申し込みをされたのは13名。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 採用決定までの流れはどのようになっているか、簡単に、ポイントだけお答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 採用までのスケジュールというか、計画ですけれども、今、守谷議員がご指摘のとおり、ホームページ、広報等で職員募集若干名ということで募集をかけました。この採用に当たりますでは、地方公務員法に基づいて採用するわけですけれども、まず、県の町村会に試験を委託します。茨城大学の方で統一試験を受けていただいて、それが今月27日当たりが試験日になるかと思えます。年2回ありますけれども、7月と9月がございますけれども、9月を指定してございます。

それで試験結果、筆記試験、一般教養と作文が委託ということで行いますけれども、11月頭ぐらいには、その試験結果が町の方へ送付されてくるかと思えます。それで、一応町の方でその試験結果を査定しまして、基本的に皆さん同じですけれども、成績別に優秀な職員を採用したいということで、ある程度選考するわけです。

12月ぐらいに第二次試験を町の方で行います。二次試験ですね。それは面接になります。面接は、これまで町長と教育長と私総務課長の3名で面接を実施します。その中で採点を、

面接に対した採点と作文の採点も行います。それから、内定通知ということになってまいります。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今のお答えでわかりました。

僕がお聞きしたかったのは、二次試験で採用内定を出す選考、一体だれがどのような形でやっているのだろうと、そこなんですね。今、町長、教育長、総務課長という話でしたね。これは、僕はその際に透明性と公平性が今ないとは言わないけれども、ただあった方がもっといいのですよ。だから、透明性と公平性を確保するために、選考委員に外部の人材を1人ぐらい入れたらどうですか。例えば常陽銀行の人事担当とか、地元の企業の人材発掘等の人材教育とか、そういう専門家をぜひ入れていただきたい。その考えがあるかないか、簡単に、町長お答えください。あるかないかだけで結構です。時間がないから。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えいたします。

今のところ、そういう外部の方を入れる予定はございませんが、まず、私の場合は、当選筆記試験、これは上位の人を選ぶしかございませんので、筆記試験で面接をやる人数をまず決定いたしまして、その次に作文を書いていただく。それで作文と、要するに面接を重視したいと。点数はみんな上位ですから、そういう考えでやっております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） これが多分最後の質問になると思いますね。

私が言いたかったのはここなんですが、なぜ私が外部の人を入れるなんて、こういうことをお聞きしたのか。その理由は、過去の職員採用に関する事で、私さまざま話を聞いたのですよ。にわかに信じがたい話もありました。その多くが地元で古くからお住まいの方々と、ここでは語弊がありますので便宜的に新住民と地元の方々と分けて表現させていただきますけれども、その話を要約しますと、職員の採用は地元有力者、有力町会議員等の子息、子女が優先的に採用されるケースが多い。ほとんどそうなんだよみたいなことを言っている人もいました。

まさかそんなことがこの世で起こっているわけないと、僕は考えられないので、そんなことうそでしょうと何回も聞きました。細部をお聞きしてみると、いや実はそうです、本当なんだよと。時には金も動くという話も聞いて、さっきもある人から聞いたら、このことを聞くと言ったら、いろいろなうわさが乱れ飛んでいるけれども、200、300、500だとか、それでも生涯賃金が約束、確約されるのだから安いものだというような話まで流れ込んでいると、おいおい、まさか本当じゃないだろうと僕は今でも思っていますよ。信じたいです。これは犯罪になりますから。だけれども、職員採用についてはブラックボックス、やみの中で行われていてだれもわからない。

利益を受ける人もいるわけだから金は動くよと。このことは、利根町では触れてはなら

ないタブーなんだよと。一般質問で守谷さんが聞く、とんでもない、やめた方がいいよ。あんたのイメージが悪くなって損するだけだからやめると、僕は忠告されました。そんなこと聞くなと。こんなのは聞いたってだめだ、昔のことだからやめた方がいいよ、私もそう思います。昔のことだから、もうこんなことないだろうと、でもまた驚く話を聞いてしまったのですね。だから質問しているのです。

議長（五十嵐辰雄君） 守谷議員に申し上げます。

5番（守谷貞明君） わかっています。手短かにやります。

また、フレッシュの方から聞いた話だけど、フレッシュの若者が採用試験で、この若者は大変近所でも評判のいい子で成績もよく、竜ヶ崎一高に行っていたそうです。竜ヶ崎一高ってかなり頭のできのいい子ですね。その子と……。

議長（五十嵐辰雄君） 守谷議員に申し上げます。時間です。

5番（守谷貞明君） 中学の同級生と一緒に受けて、中学の同級生が受かったそうです。その同級生は「布佐高校」に行った子です。余り勉強好きじゃなくて、成績は、皆さんに言ったら余りよくなかったと。ただ、このときにフレッシュで非常に大きなうわさになったそうです。

8番（井原正光君） もうやめましょう。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で守谷貞明君の質問が終わりました。

5番（守谷貞明君） だから、このうわさが飛び交うような人事採用はあってはならない、今後二度と再びこのようなことがないようにするために、透明性を持たせるために、人事の透明化をするための外部の人をぜひ入れていただきたい。そのご答弁をもう一度お願いします。

8番（井原正光君） 議長、だめだよ、それは、一般質問と趣旨が違うでしょう。

議長（五十嵐辰雄君） 守谷議員に申し上げます。守谷議員の通告時間は終わりました。

8番（井原正光君） 時間が終わればカットしろ。

5番（守谷貞明君） いいんですよ、何言っているんですか。

8番（井原正光君） だめだ、それもだめだ。

議長（五十嵐辰雄君） ここで総務課長から訂正の発言があります。

総務課長（飯田 修君） 先ほど守谷議員の質問の中で、私が水道課長に答弁をお願いすればよかったのですが、平成24年度県南水道企業団へ統合するに当たりまして、町職員が派遣ということで申し上げたかと思うのですが、その内訳が間違っていましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

派遣職員は5名ですが、私1年間というのを2名と申し上げましたけれども、逆でありまして、1年間派遣される職員が3名、それが施設関係、業務関係、料金関係、1人ずつになります。半年間が2人ということで、施設の撤去に携わる職員ということで、ご訂正をお願いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

今、前はどうかわかりませんが、私も前に町長をやらせていただいたときは、1名も採用はしておりません。先ほど申し上げましたとおり、財政の問題で。今回ならさせていただいて、2年で試験を受けて入られた方は4名、4名で8名いらっしゃいます。そのうち、私も町内からできればいろいろな町内のことも、ここで生まれ育った、またここに住んでいる人は知っていますので、町内から採りたいというのは私の本心であります。残念ながら町外の方が成績がよかったということで、町外の方から多分その半分か、4名か5名は町外の方から採ったという経緯がございますし、守谷議員がおっしゃっているようなことは決してございませんので、安心していただければと。

ただ先ほども申し上げましたとおり、できれば町内の優秀な方を採用したいとは、本心から思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時10分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番通告者、8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） 皆さんこんにちは、私は、議運の委員長といたしまして皆さん方に一言申し上げたいと思っておりますけれども、一般質問はそれぞれ皆さん主張、意見、いろいろ聞きたいこといっぱいあると思うのですけれども、皆さんで決めた60分の範囲内でお聞きいただきたい。このように思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

また、議長におかれましてはスムーズな議事進行を図られるように、その点、よろしくご配慮をいただきたいと思っております。

それでは、8番井原正光です。私は原発事故と土地利用について伺います。

3月11日の東日本の大震災からさめやらぬ中、四国、中国地方を通過した大型台風12号、9月4日未明、山陰沖の日本海に抜けましたけれども、記録的な大雨となり、死者、行方不明100人を超える大きな被害を受けました。なお1,000世帯が孤立しているということがございます。心からご冥福とお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、当町におきましても3月11日の震災時、京都の方から応援に来ていただいたということをお聞きいたしました。台風12号の影響で京都でも被害が出たと報道されております。これは、国宝二条城の二の丸御殿壁画が破損されたという報道がされております。せっかく当町の方にもおいでになってお手伝いをさせていただいたのですから、ひとつ失礼のないようお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、質問に入ります。原発事故について伺ってまいります。

3月11日発生した大地震、大津波、中でも福島第一原子力発電所の事故によって、放射性物質が大気中に放出され、気流で運ばれ、主に3月21日ごろ当町において降雨で降下し地上に付着いたしました。放射線量は自然放射線と地上に不着した放射性物質の影響によるもので、今すぐ生命に直接影響はないと理解しておりますが、しかし、福島第一原子力発電所においてもまだ収束されていないことから、目に見えないもの、危険なものであることには変わりございません。

そこで、利根浄化センター敷地内に積まれている下水汚泥焼却灰は放射線を出し続けております。私はこのことを5月の24日の新聞で知りました。それで、6月9日の議会でこの件について質問をいたしました。町長の答弁は次のようなものでございました。「子供たちに、あそこの周りに行くなというような、余計不安をあおるようなことはおっしゃらないでいただきたい」と。私いろいろ考えたのですが、よく意味がわからない。ただ思ったことは、ああ子供たちの健康を守るというようなことは全然考えておらないんだなと、その発言なんだなということを感じた次第でございます。

放射線は実際にはこの新聞発表前から放出続けていたと思いますから、6カ月ぐらいは放出していたのかなと思います。町長は、この県の施設、県の検査動向を注視し、一緒になって有害性を弱める方法を考える。住民の安全・安心を考えてきたと思いますが、これまで町長はどのように焼却灰と向き合ってきて、その低減対策を考えてきたのか。また、実施してきたのかについて伺います。

これが第1点目の質問でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 井原正光君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、9番通告井原議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、浄化センターの周り、敷地内、境界線上で検査をはかった結果、利根町の他地点と放射性物質が変わらないということでございますので、あそこに近寄るなということは、あそこにも羽中地区、三番割地区、福木地区もございまして、そういう人たちに配慮して、そのようなことは言わないでいただきたいと言ったままでございますので、別に子供たちの安全を考えないで言ったわけではございません。

それでは、下水汚染につきまして申し上げます。

利根浄化センターからの回答でございますが、放射能に汚染された下水汚泥の検査については、放射性濃度の検査を月2回と、放射線量の検査を週1回実施しており、現在は県費で対応しております。

その放射性物質汚染にかかる下水道被害については、昨日花嶋議員にお答えしたとおりでございます。要するに、今の焼却汚泥は10月上旬までにはすべて県外に、民間業者に県

の方で委託しまして、委託契約を結びまして、10月初旬までに、遅くとも10月いっぱいにはすべて県外に搬出すると聞いております。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 今、県外に搬出するというようなことは、きのうもお聞きいたしました。たしか321袋云々ということ聞いております。しかし、私は、この放射能で汚れた灰を、ただ単に利根町から搬出したからいいという問題ではないと思うのです。この焼却灰、汚泥もそうなんですけれども、これは低レベル放射性廃棄物ではないのですか。いわゆる放射性物質が放出しているところに近寄る、触る、あるいは長靴を履いて触るとか、その衣服等も含めて、すべてこれは低レベル放射性廃棄物に私はなると理解しているのですよ。

そうしますと、これ、利根町からなくなったからいいわでは済まない問題ではないでしょうか。利根町の一国の主として、首長として、県の施設ではありますけれども、利根町内にある施設なのですね。この協議会もたしか龍ヶ崎市、牛久市、利根町、あとはその上流つくば市、その辺が入っていて、いろいろ問題があったときにどうしようかと、ただ県にお任せするのではなくて、関係市町村でこういうのが起きた場合には首長が寄っているとその方策を考えるというのが、この協議会のあり方だと私は理解していたのですよ。ですから、介入をもって、ただ県に願います、県にどこへ持っていけというのではなくて、どこで処分するかをも含めた中でそれぞれ首長さんが考えて、県と協議して一緒に考えると、ただ利根町の行政区域から出ればそれでいいという問題ではない。そのように思っています。

町長もご存じでしょうけれども、低レベル放射性廃棄物、これ中間処理云々して処理するわけですが、これ熱を持っていますから、30年から50年の間冷却して、それから埋め立てするということですね。

8月12日現在、まだその埋立地が未定だと、今は決まったかもわかりませんが、今現在あるのは青森県の六ヶ所村ただ1カ所、そうですね。きのう、花嶋議員にお答えしたとおりだと言っていますけれども、その搬送先や何かは言っていないよ。利根の町長として、行政の首長として、これはどこへ持って行ってどういうふうな処分をすることまで協議して、そして利根町から廃棄物がなくなったからいいわという問題ではなくて、最終的にどうすべきかということは、関係首長と一緒に、あるいは県と一緒にあって国なり何なりに要望するという方向で持っていけないと、どうにもならないのですね。

国交省などは、発生した自治体で処分しろというような、この発生した自治体って、その意味がわからないのです、私には。つくばの方から流れてきて利根町で一番最終処理場なので、利根町の汚泥だけではないのですね。ですから、このような協議会をつくって、その中で問題を解決しろということになっているわけなので、ひとつその辺を協議したのか、しないのか。

利根町の住民ばかりでなくて、関係周辺の住民、子供たち、これは大変に少数なので、声は小さいのですけれども、私は非常に心配していると思っております。

この低レベル廃棄物も、六ヶ所村で30年、50年野ざらしにしておいて、それで熱が発生しないようにして、それから地下10メートルぐらいのところに埋め立てするということをやっていますよね。たしか半減期間が30年ですから、そのようにするということがございますけれども、この関係市町村とももちろん協議したのでしょうかけれども、どのような協議内容だったのか、その辺の方向性も含めて町長からお聞きしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

私も町外に出せばいいということは言っていないし、それで解決する問題ではないと、放射性物質に関しては、そのように思っております。

それで、民間の管理処分場へ搬出していただいて、それで、そこで管理処分場へ埋め立てるということがございます。

それで、聞いたところ、今の時点では県外としか返答ができないという、搬出先の住民の方に配慮してのことだろうとは思いますが、それしか、今の時点では申しわけなくて言えないということがございます。

それと、きのう花嶋議員がどこを通過して搬出するんだと、利根町のルートは調べるように、後でお知らせするようにしたいと思います。

協議会の中で協議したのかということですが、協議会の中では協議会の首長さん、利根町には大変迷惑をかけたというお話は伺っておりますが、協議会の中で協議をしたというようなことはございません。これが長引くようであれば、協議会の方で協議をしようと思っておりましたら、その前に7月25日から搬出が始まって、それで先ほど答弁したとおり、10月上旬にはということですが、最悪でも10月いっぱいにはすべて県外に搬出されるということがございますので、協議会等は行っておりません。

低レベル、国の基準では8,000ベクレルパーキログラムということですが、あそこの焼却汚泥の場合は、最高で5,600ベクレルということで、国の方針では8,000ベクレル掛ける80%ですね、6,400ベクレル以下であれば最終処分場へ、それなりの処理をして埋め立ててよろしいということがございます。

今回、10万ベクレルまで上がりましたが、先ほど10万ベクレルまで上がったということですが、8,000ベクレル以上の焼却灰、焼却汚泥につきましては、正確に申しますと、6,400ベクレル以下であればいいのですけれども、8,000ベクレル以上になりますと、それは密閉して保管しなければいけないということで、非常に10万ベクレルまで上がって今の国の方針の指針が来ていますけれども、大変な予算がかかる。コンクリートないしドラム缶等に入ってる焼却灰、焼却汚泥に関しましては、それをまたコンクリートで密閉して、しかも下に50センチ以上の覆土をして、その上に保管しなさいということでありまし

て、国が10万ベクレルまで基準値を上げたと言っても、国の指導どおりやると大変な予算がかかるということで、どこの自治体も今、この焼却灰並びに焼却汚泥に関しては苦労しているところでございます。

うちの方でも、龍ヶ崎塵芥処理組合、ここが……。

8番（井原正光君） 塵芥はいいです。今回の件で。

町長（遠山 務君） そこでも、今いろいろな方法を使って焼却灰が6,400ベクレル、最終熔融焼却灰ですか、それを何とか6,400ベクレル以下に落とすということで、今、試行的に会社に頼んでやるところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 国の指針がどういうふうに来たかはさておきまして、この放射性物質との、先ほど私、有害性という言葉をつかしたかもしれませんが、この有害性を弱めるというのは、これは到底できないのですよ。はっきり言って。あなたの言うように、レベルは低くなるかもしれませんが、数字は低くなるかもしれませんが、30年なら30年、その半減期だけは常に放出し続けるということですよ。原子核というのはそういう性質ですから。

ですから、私はその低減対策として、その有害性ではなくて、低減対策として、首長としてどういうふうはこの住民の安心・安全を守る観点から関係首長と協議したかと。いろいろ協議したというのであれば、住民もある程度安心するでしょう。今、いろいろ埋め立てのことも出ましたけれども、私も知っていますよ。これは、7ベクレルで人間が何十秒で死ぬとか、今言ったようにガラスでもって巻いて、それでもってそれを地下30メートルの下に埋めるとか、その間にまた1.5メートルのコンクリートの塀をつくっても零コンマ幾つしかないというような、そこまですごい放射線が放出されているのです。ですから、ただ単にレベルが下がったからどうのこうのじゃなくて、出ていることは確かなんですよ。ですから、それをどうするか。

ただ県外に移転したからいい、ではそのルートが明らかになった場合、その持ち込まれた市町村はどうなるんですか。利根町から持ち込まれたということになるじゃないですか。結局は二次災害と同じことになってしまうじゃないですか。そういうことも含めて首長というのはしっかりと検討してもらわないとならないということです。

それから、もう1点は、周辺の住民というか、利根町の住民をしっかりと守るためには、やはり健康管理、これは必要ですね。きのうも出ていたようですけれども、国民の健康管理、今後どういうふうになるかわかりませんが、町長としては正確な情報といいますが、正確と言いますか、誠実な情報ですね。誠実な情報を住民に発信するということが大切かと思えます。

では、この問題についてはさておきまして、2番目の方に移ります。2番目の農作物についてお聞きいたします。

町長は、9月6日の初日の日に、答弁の中で、竜ヶ崎JAの組合長が来庁されたと。来たということをおっしゃってありましたけれども、これは一体何に来たのですか。ただ単に桃の話をしに来たとは思いませんので、その内容を教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えする前に、どこの市町村の首長さんも自分の町の対応で目いっぱいというのが現状でございます。住民の健康をしっかりと守るというのは当然でございますし、誠実に情報は流しているわけでございます。

竜ヶ崎JAの組合長が見えたということでございますが、これは補助金、要するに作物、米ですね、米に対する補助金のアップをしてくれないかということで見えました。これは文章ではなくて口頭で、そしていろいろな話をした中で、答弁でも申し上げましたとおり、福島で桃の話をしたことを、一部答弁にしたということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 今、補助金の話ということでございますが、今回、米については既に4カ所を検査したと。しかしまだ飼料米はやっていませんよね。

ところで、この町の飼料米と価格、今回幾らに決定されたのか。それから、町の補助金制度について、今、助成と言いましたので、町の助成制度はどうなっているか、これは担当課長の方がわかると思うので、簡単でいいですから数字をお示してください。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） お答え申し上げます。

飼料用米でよろしいかと思うのですが、の助成金でございますが、町の助成金につきましては、10アール当たり5,000円という数字になっております。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 町の補助金も含めて、この飼料米の価格は幾らかということも今お聞きしたと思うのですが、わかっていたらお答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） 記憶の中で申しわけないのですが、たしか国の方で1反当たり8万円、プラス町の方で先ほど申し上げました5,000円ということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 実はこの飼料米の件でJAの組合長が来たことも、私わかるのですよ。というのは生産者がいろいろ減反やら転作やら、戸別所得補償制度やらに協力してこの飼料用米をつくっているのですね。今回まだこの放射線によって汚染される、されたかもわからない、大変危惧しているのですね。売れるか、売れないかわからない。

そういった中で、国の方は10アール当たり8万円、町の方は10アール当たり5,000円が出ると、これは利根町の場合ですけれども、JA竜ヶ崎の中では牛久が1万円、竜ヶ崎が1万円、今言ったように利根が5,000円と。これもいろいろ財政事情があって、この高い、

安い方がいいですよ。今まではよかったのです。今までは単協だったから、利根町ＪＡが利根町ＪＡとして一つだったら、別に町として幾ら補助金を出そうがいいわけですよ。ところが、牛久と竜ヶ崎と利根が合併したでしょう。遠山町長が嫌いな合併をしたのですよ。ＪＡは。それで、今言ったように、利根町が一番低いのですよ。そうすると生産者の間にばらつきがある。この補助金ばかりの問題ではないのですね。生産者側から見れば、利根町だけが一生懸命やっても、それだけ所得が少なくなるということですね。手取りがないと、利根町は町長が言うように農業は町の大事な基幹産業であると、農業を保護しなければならない、このように冒頭にもおっしゃっていましたよね。力説していました。そういう観点から、この利根町の5,000円、これについてどう考えますか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

その飼料米に対する補助金ばかりピックアップして言いますけれども、ほかの市、どことは言いませんけれども、1万円のところで、うちの方は10アール当たり担い手育成、要するに担い手を育成するための10アール当たり1万円出している。その1万円は出していないところもある。そういうところをグローバルに見て、そして町がどういうところに補助金を出して米農家を育成していくかという、その市町村によってそれぞれ方針が違いますので、うちの方は担い手育成補助として10アール当たり1万円を出しているということでございますし、それを出していないで飼料米の方に1万円出しているところもありますし、それはその市町村の農業に対する方向性の違いだと思いますので、その飼料米だけに10アール当たり5,000円でしょう、ここは5,000円でしょうというのは、やはり全体的な補助金で見ていただきたいと思います。

ただ、トータル的に10アール当たり、利根町がほかの市町村より下がるところもありますけれども、もっと利根町の方が出している場合もあるのですから、全体的に見ていただきたいなと、そのように思います。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君に申し上げます。

通告は原発事故についてということでございますので、飼料米については執行部から概要の説明で終わります。

8番井原正光君。

8番（井原正光君） この飼料米も、これは原発米なのです。ですから、風評によって利根町が売れないとなると、なお減収になるのですね。個人の所得が減るという意味で、広範囲の意味からちょっとお聞きしているわけなので、町長が担い手育成の意味から言いますけれども、担い手とはではだれなのかということになってしまうわけですよ。

担い手というのは、生産意欲のある者、全員を私は指すものだと思いますけれども、利根町の担い手というのは、ある一定の人だけしか保護していないということなのですね。個人的に一生懸命やられている人たちについては、その補助金が出ていないということも

含めて、町長が言っていることをただ単に聞くとなるほどなと思うかもしれませんがけれども、私から言わせればちょっと違うというようなことでございます。

さて、次に移ります。今回、各地区の4地区からサンプルをとりまして検査した。それについては検出せずということで、これ日にち入っていないのですけれども、私、郵送で受け取ってございます。経済課から発送されてきました。

きのうもというか、町の方でも予算の中で500万円、一般会計から500万円、水道課から200万円でしたか、システムを買って、それで町自体で生産者の意向に沿った検査をします。しかしそれは役場まで1キロぐらい持ってこないといけないよという町長のお話があったけれども、もう一つ、言葉として、言葉としてホットスポットという言葉があるんですね。これが一つの問題ではないですか。

国の基準で言えば、200ヘクタールに1カ所といいますから、利根町では4カ所、これでいいのでしょうかけれども、町として果たして風評被害に耐えられるような米であるかどうかということは、もう少し細かく検査した方がいいのではないかと。ただ単に心配だったら役場へ持ってきて検査をしるよという、そういう投げやりでなくて、もう少しこっちから、行政の方から身を乗り出してどうですかという、その姿勢が欲しいのです。それが住民の安心を勝ち取ることだと私思っているのです。

きのうもいろいろ簡易の検査器について、ゲルマニウム半導体とかいろいろ出ましたけれども、このゲルマニウムは、これはあれですよ、たしか金属元素か何かで伝導の半導体のゲルマですよ。ゲルマニウムって金属元素の一種だと思ったのですが、私、もっと簡単な検査、採用されているのでシンチレーションスペクトロメーター、要するに光によって蛍光物質を当てることによって放射性物質が出ているか、出ていないか判定できる。これの測定感度はプラ・マイ20というのですよ。プラ・マイ20、まあまあでしょう。こういったものを常に個人ではかれるぐらいの方が、私はいいのかなと感じているのですけれども、きのうというか、補正の中で聞きはぐったのですが、利根町で今度買う機械は、この精度、感度といいますか、これはどのぐらいなのですか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 冒頭一般会計から500万円、水道課から200万円ではございませんので、500万円のうち水道課から200万円をいただいているということでございます。一般会計500万円、水道課200万円だと700万円になってしまいますので、そういうわけではございませんから、500万円のうち水道課から200万円の負担金をいただいているということでございます。

また、答弁の中で検査に来てくださいよということをお断りしたのは、果樹農園とかやっている方であって、農協の方と協議して、その分については来てくださいよとか、そういうことはお断りしていません。一般住民の方で心配の方、野菜をつくっていたり、そういう心配な方は予約をして来ていただきたい。それで龍ヶ崎市で、うちの方で買う予定の機

械でスタートしましたが、それで龍ヶ崎市では15名が来ている、予約をしているということでございます。

また、今回買ううちの方の機械でございますが、塵芥処理施設の焼却灰、これを同じものを正式な検査機関へ出したところ、正式な検査機関ではその灰に関しては1万5,000ベクレル、その同じ灰を河内町で買った、うちの方で買う予定の機械で同じ灰をはかったら1万4,900ベクレル、0.1%の誤差しかない。そういう精度でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 次に、賠償について伺っていきたいと思うのですが、個人からの賠償の申請が幾らか上がってきたと、3件と言いましたかね、これは何か生産者としてどういう証拠といいますか、何かがないとだめなのでしょう。ただこれをつくっていたけれども、これに対する賠償をもらいたいと言っても、これはだめですね。ですから、その辺はどういうふうにチェックをするのですか。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） お答え申し上げます。

賠償をもらうため、その証拠書類ということでございますが、これにつきましては栽培履歴、それから、作業日誌、写真、廃棄前出荷伝票、前年と値段が違うような風評の場合もありますので、そういう場合には昨年の同時期の出荷伝票、それから、圃場の位置図等が証拠資料ということで提示されております。

ただ、これが全部そろわなくても請求の方は、なかなか全部はそろっていない場合もございます。その場合には、全部でなくても請求しているというのが現状であろうかと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 今、話を聞くと、作業日誌、あるいは伝票、前年度との比較、最後の方にきてそれらがなくても何とか、だんだんやわらかくなったような感じもしますが、これ役場の方で全体的な作付、つかんでいないですね。だれがどういうふうな作付をしたかというの、その辺、もしわかれば。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） 個人の皆さんの作付がどうであったかということはわかりませんので、書類の方に、何月にどなたが何をどれだけ作付して、また処分したとか、値段がこうであったとか、そういう書類の作り方になってございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 処分の方がちょっとあれなのですけれども、役場の方で個人の作付については既にわかっているわけなんだよね。なぜかというと、国でやっている戸別所得補償制度の申請書があるじゃないですか。これに基づいて国は補助金をくれているというか、支給していますよね。この申請書というのは正しいと役場で認定しますか。それと

もこれはうそだということで、これは信用性に欠けるということになりますか。今回のこの補償の件で大変重要な分岐点になるので、その辺ちょっとお聞きします。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後 3 時 5 0 分休憩

午後 3 時 5 2 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それではお答え申し上げます。

農地も畑と田んぼがございまして、畑の方につきましては、所得補償の中で把握してございませんので、その部分については本人からの申請でないと把握できないということでございます。

また、田んぼにつきましては、転作だった場合、データがございまして、そちらは把握できるという状況でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8 番井原正光君。

8 番（井原正光君） 今の課長の説明で幾らか生産者は楽になったかなという感じがいたしますけれども、この申請書の中にも細かく何々をつくったよということで申請している方もいるので、その辺も役場の方に保管してあると思うので、生産者が来た場合には、ぜひとも寛大な処置をお願いしたいと思います。

最後に、この飼料米の取り扱いについてお聞きしたのですが、暫定許容値というのは、これはどのぐらいの数値なのですか。最後にこれを聞いて農作物については終わりにしたいと思うのですが。暫定許容値です。

経済課長（菅田哲夫君） 後で。

議長（五十嵐辰雄君） 8 番井原正光君。

8 番（井原正光君） では、私が終わるまでに調べてきて、後で答えてください。時間がもったいないですから。

次に、3 番目、土地利用について伺ってまいります。

今回土地利用についてということで、「活」を入れなかったのですけれども、特に市街地区域内の未利用地とインフラ整備について伺うということで通知いたしました。

これは、旧利根中、旧布川小等学校用地の利活用の話が今出ていますね。私はこれらの廃合、統合というのは、教育の質の向上、あるいはまた将来に向かっての財政の健全化と若者の定住化を目指す就労の場合を目指したということで、これを進めてきました。その後を引き継いで遠山町長がやっておられる。それはいいと思うのですけれども、そこで、今回はそういうことをお聞きするのではなくて、簡単なことなのです。

今、利根町には北と南に市街化が二つありますね。その市街化の中でインフラ整備がお

くれている地域、それがどの地域がどのようにおこなわれているかということで認識しているか、それをお尋ねしたいのです。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） インフラ整備って、どういうインフラ整備か、具体的に言っただけであればお答えできると思います。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） では、都市建設課長に聞きましょう。市街化区域内のインフラ整備というのはどういうものか、教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 一般に言うインフラとは、今の北と南で市街化区域ですと下水道ですか。道路関係はやっていないので、下水道と上水道になりますか。公園もあります。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） というようなことがインフラ整備なんです、町長。

では、それについて、町長は何か認識されていないので大変残念なのですけれども、この市街化区域というのは良好な都市計画、いろいろな計画にのっとってやる区域ということで都市計画税を徴収しているのですね。ですから、なお一層進めていかなければならないので、私は羽根野地区については北側斜面、長年都市計画税を徴収しているんだけど、インフラ整備が進んでいない。そういうことから、今何幹線というかわかりませんが、昭和50年時代、私のときはあれ第5幹線と言いましたけれども、その延長を図って、旧羽根野を通過して羽根野団地の方にその下水を迎えに行こうということで、今事業を進められているかと思えます。それはそれでいいんです。

では、布川の方はどうなのだろうかということなのですよ。

旧布川の方は、町長、ではどのように認識していますか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 一部を除いて、下水に関しては普及率についてはかなりインフラ整備が進んでいるのではないかと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 下水と言うと、すぐ下水の方に行ってしまうのですけれども、市街化区域、良好な市街化を形成するに当たっては、別に下水、あとは上水道、あとガスもやっていますけれども、道路整備なども必要なのですね。上柳、下柳、以前町長がやっていたときに下水道工事をやっていたよね。不正があるということで、私、特別委員会をつくって調査しましたがけれども、そのままになっています。あそこの地区というのは、元来道路より低いところに宅地が建っている。あれの整備などもそうなのですよ。ですから、ただ単に都市計画税を取ってそのままほうっておくというわけにはいかないのです、その点

を町長自身が気がついているか、いないかを聞いているのですよ。気がついていなければ、これは永遠にやりませんから。

それから、もう一つは、布川台なのです。今、何々大学が来るというようなことでやっていますね。大学が来ると、あの辺の土地利用というのは相当高まってくると思うのです。その前にあの布川台のインフラ整備、道路も含めた中で考えていかなければならないと私は考えていますけれども、その辺の認識が全然足りないようなので、このタイケン学園が来ると同時に、行政としても良好な市街化の形成のためには整備していく必要があると思っています。あそこは、今、農地なんですけれども、農地として利用されているのですけれども、あれは市街化ですから、農地の免除はしていません。まだ、農地ですが、どうなんです、都市建設課長、わかりますか。税務課長ですか。では税務課長、お答えください。布川台の農地ですね。農地というか、市街化区域内の今農地として利用されているところ、都市計画税が課税されていますかと、その点。

議長（五十嵐辰雄君） 税務課長坂本隆雄君。

税務課長（坂本隆雄君） 布川台につきましては、市街地並みに課税しております。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 市街地並みに課税しているということになると、あの地区についても、今まだ未舗装のところがあったり、利用されないから未舗装ですよということもありますけれども、地価相当が高いわけですから、やはりある程度の整備は必要かなと思っているんです。

それから、もう一つは、以前に私のときでなくても、遠山町長になってからも、布川の有志から布川神社の上、布川小学校の校庭内といいますか、端の方に進入道路をつくってくれという話があったかと思うのです。この件は町長、実施されるのでしょうか、しないのでしょうか。その辺お答えいただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 旧布川小学校の進入道路をつくってくれということで、布川地区の区長さん、氏子さん、また世話人、自治会で言えば班長さんみたいな方ですか、その代表の方がいらしてお話をした結果、進入道路をいろいろつくるのにどういうところが問題点か説明して、それでは使わせていただけるなら進入道路は要りませんよということで納得して、皆さんお帰りになりました。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） そうしますと、今回、タイケン学園でもっているいろいろな使用すると思うのですが、その辺の整合性というのは、トラブルは起きないのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 布川小学校の南校舎の前に、子供たちがいたときに金魚とかコイとか生かした丸い噴水のあったいけすがあるのです。その噴水の南、これが噴水だとし

ますと、校舎があって噴水があって、その噴水のここから南は貸しておりませんので、タイケン学園の方には貸してございませんので、それは問題ないと思います。

議長（五十嵐辰雄君） ここで、先ほど経済課長所管の質問に対して、経済課長菅田哲夫君に答弁を求めます。

経済課長（菅田哲夫君） それでは、お答え申し上げます。

先ほどの飼料用米の件でございますけれども、飼料用米、まず玄米につきましては、食用米の解除市町村で、なおかつ300ベクレルを超えない市町村については流通利用を可能とするということでございます。これは玄米についてでございます。

ただ、飼料用米にはもみ米もございます。もみ米については、まだ示されていないというのが現状でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 飼料米ばかりでないけれども、このもみ米について示されないというのはちょっとおかしいね。やはり米の保存上からいって、もみ殻をつけておくというのは長期保存に大変適したことなので、これははっきりしていただかないと困るわけなので、これは県から来るのですか。国から数値がおりてくるのですか。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それでは、お答え申し上げます。

こちら、県の方が国に問い合わせまして、それでいただいた回答でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） ともかく生産者は一番心配しているわけですから、早目に暫定基準を示してあげて、それで飼料米と言っても口にしますから、ちゃんと放射能もはかってやって、それで消費者に回るように、そういう配慮をしていただきたいと思います。早目に提出してあげて、それで飼料米と言っても口にしますから、ちゃんと放射能もはかってやって、それで消費者に回るように、そういう配慮をしていただきたいと思います。

あと5分あってもったいないのですけれども、この辺で終わりますけれども、私、今回、原発と土地利用について伺ってまいりました。原発事故については、まだまだしゃべることというのはいっぱいあるのですけれども、最後に、ここに私、載せておいた、この災害に対して災害復旧に携わった業者の一覧表、この資料の提出を求めますと書いてあるのですが、提出がないのはどういうわけ。だれが提出してくれるのですか、町長。早目に提出してください。今提出してください。ちゃんと通告してあるのですから。

議長、休憩してください、時間がなくなってしまうので、暫時休憩してください。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後4時07分休憩

午後4時26分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど井原正光議員の質問でございますが、原発事故について災害復旧に携わった業者

と金額について資料請求でございますが、それにつきまして私から申し上げますが、これは文献上、法解釈を申し上げます。

これは財団法人地方自治研究機構の自治体ホーム研究という文献から申し上げますと、一般質問や議案質疑における議会、議員の執行機関への資料請求でございますが、今、災害復旧の業者と金額についての資料提示でございますが、その中でこのように書いてあります。

議会や議員の資料請求権についてですが、法上認められる資料請求権は、地方自治法第98条、第100条に基づくものであり、一般的な資料請求権というものは法律上ありません。また、これらの議会に認められている権限であることから、その構成員である個々の議員に認められるものではありません。

ですから、井原正光議員が質問しました災害復旧に関係する業者の資料でございますが、これは執行部の方では資料の提出はできません。

以上でございます。

8番井原正光君。

8番（井原正光君） 資料の提出はようございますから、携わった業者名、及びどの業者が金額が幾らであったか、その辺の説明を求めます。資料でなくて結構です。口頭で結構ですから。

議長（五十嵐辰雄君） 今、口頭で答弁いたしますが、まず……。

8番（井原正光君） ところで、議長が今進行しているものは、カウントされているの。もったいないね。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） では、ゆっくり読み上げます。

まず、22年度から繰り越ししているものが合計で2,376万6,000円です。それで、やっている業者が14社です。

まず、1号から行きます。1号石塚建設396万9,000円、2号有限会社原興業95万5,500円、3号坂本組89万2,500円、4号大竹重機建設株式会社290万8,500円です。続きまして、5号高野組157万5,000円、6号丸野総合建設50万5,479円、7号永井道路289万8,000円、8号常総開発工業49万2,450円、9号櫻井建設工業19万2,150円、10号増川建設38万3,250円、11号常総土木緑化137万5,500円、12号野口建設73万5,000円、13号増川建設640万5,000円、14号大竹重機建設47万9,434円、これが22年度繰り越し分です。

続きまして、23年度、行きます。

1号坂本組22万3,650円、2号野口建設73万5,000円、3号常総土木緑化24万7,800円、4号小椋産業、これ先ほど言った14社以外にこれは管清掃、ちょっと特殊な業務委託でございます。それが15万150円、5号原興業15万7,500円、6号常総土木緑化13万6,500円、7号小椋産業19万3,200円、8号永井道路24万1,500円、9号野口建設10万500円、10号大

竹重機建設工業52万5,000円、11号原興業17万8,500円、12号常総土木緑化8万2,950円、14号原興業21万円、これが随意契約でございます。

続きまして、23年、これは本復旧の方です。第1号石塚建設294万円、2号常総土木緑化367万5,000円、3号野口建設247万8,000円、4号永井道路84万円、5号坂本組441万円、6号大竹重機建設220万5,000円。

続きまして、災害の中で公園復旧がございます。

公園の災害、1号20万2,500円、2号常総土木緑化が67万4,100円、これが公園です。

続きまして、23年度の災害の続きですね。これは随意契約の範囲でございます。

23年の13号原興業71万4,000円、14号が抜けている、済みません。続きまして、15号原興業3万1,500円、10の1号高野組55万6,500円、16号永井道路46万2,000円。

続きまして、23年の災害本復旧でございます。1の1号石塚建設76万6,500円、7号原興業695万1,000円、9月8日現在です。

議長（五十嵐辰雄君） 続きまして、水道課長福田 茂君。

水道課長（福田 茂君） それでは、まず、上水道施設の被害状況についてお知らせします。

配水管の漏水が150ミリ鑄鉄管が1カ所、100ミリ鑄鉄管が1カ所、50ミリ塩ビ管が3カ所、50ミリの石綿管が3カ所、30ミリの塩ビ管が1カ所、合計で9カ所でございます。

それから、給水管の漏水が合計37カ所、そのほかに仕切弁の破損が5カ所、空気弁の破損が全部で6カ所。それから、試掘調査ですが、これは液状化によって水が噴き出しているのか、また、漏水によって噴き出しているのか、それを調査しました。それが5カ所、それと浄水場内で送水管350ミリの漏水が1カ所、それと急速ろ過機基礎部分の破損が3基ということでございます。

それで、復旧工事業者と工事費でございますが、平成22年度から23年度にわたって合計で申し上げます。

配水管給水管漏水修繕、それと布設替え、それから、仕切弁修繕及び新設、それと空気弁の修繕、それと試掘調査に携わった業者ですが、有限会社葵設備が302万7,698円、（株）イトウが15万5,190円、有限会社大久保設備が198万2,389円、株式会社坂本組が38万6,400円、常総土木緑化株式会社が44万1,000円、館野設備工業株式会社が40万8,977円、有限会社成島設備が219万4,856円、有限会社ワタナベ工業が40万2,882円。

それから、仕切弁の新設ですが、こちら不断水による工法を使っておりますので、断水をさせない工法でやりましたので、株式会社水研、こちらが86万6,250円、それとただいま申し上げた工事の際に掘削したところの舗装の町道の本復旧工事、こちらが永井道路で37万6,950円、それと浄水場内の送水管の漏水の修繕工事でございますが、大竹重機建設株式会社が168万円、それと、こちら水をとめるわけにいきませんので、不断水、断水をしないような工法でやりましたので、それがコスモ工機株式会社が267万7,500円と、株

式会社水研が19万4,628円で、浄水場内の漏水については合計455万2,128円でございます。

それから、急速ろ過機の基礎部分の修繕工事でございますが、こちら株式会社日立プラントで246万7,500円でございます。

工事費の合計でございますが、これ材料費を除いております。工事費の合計で1,726万2,220円でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長から答弁漏れがありましたので、再度答弁いたします。

都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 済みません。先ほど22年度分の合計しか言わなかったのですが、23年度の最初の災害の分で4,500万円の予算の中で4,486万8,613円を23年度使っております。

それから、新たに6月で補正しました中で使っています金額が、先ほど言いました9月の8日で9,584万2,000円ほど、6月の予算で取っていますけれども、今の段階でやっていますが、948万1,500円が合計でございます。

以上です。済みません。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 見てもらえばわかるように、水道の方は特殊な技術等々もありますので、町外が多少多いかと思いますが、この災害復旧については町外が6件のうち2件、小椋産業というのは特殊な会社で、町内にも町外にもここしかありませんので、その2件を含めると町外は4件、あと30数件はすべて町内でやっていただいております。

議長（五十嵐辰雄君） 井原正光君の質問が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

あす9月9日から9月14日までの6日間は、議案調査並びに決算審査特別委員会審査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、あす9月9日から9月14日までの6日間は、議案調査並びに決算審査特別委員会審査のため、休会とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回9月15日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後4時42分散会